

定 款

株式会社シダー

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社 シダーと称し、英文では、CEDAR. Co., Ltdと表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 介護保険法に基づく事業

(1) 居宅サービス事業

- ①訪問介護
- ②訪問入浴介護
- ③訪問看護
- ④訪問リハビリテーション
- ⑤通所介護
- ⑥短期入所生活介護
- ⑦特定施設入居者生活介護
- ⑧福祉用具貸与
- ⑨特定福祉用具販売
- ⑩居宅介護住宅改修

(2) 地域密着型サービス事業

- ①夜間対応型訪問介護
- ②認知症対応型通所介護
- ③小規模多機能型居宅介護
- ④認知症対応型共同生活介護
- ⑤地域密着型特定施設入居者生活介護
- ⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(3) 居宅介護支援事業

(4) 施設サービス事業

- ①介護老人福祉施設

(5) 介護予防サービス事業

- ①介護予防訪問介護
- ②介護予防訪問入浴介護
- ③介護予防訪問看護
- ④介護予防訪問リハビリテーション
- ⑤介護予防通所介護

- ⑥介護予防短期入所生活介護
- ⑦介護予防特定施設入居者生活介護
- ⑧介護予防福祉用具貸与
- ⑨特定介護予防福祉用具販売
- ⑩介護予防住宅改修
- (6) 介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業
 - ①第一号訪問事業
 - ②第一号通所事業
 - ③第一号生活支援事業
 - ④第一号介護予防支援事業
- (7) 介護予防・日常生活支援総合事業の一般介護予防事業
- (8) 地域密着型介護予防サービス事業
 - ①介護予防認知症対応型通所介護
 - ②介護予防小規模多機能型居宅介護
 - ③介護予防認知症対応型共同生活介護
- (9) 地域包括支援センターの運営及び委託事業
 - ①介護予防支援
 - ②総合相談・支援
 - ③権利擁護
 - ④地域ケア支援
- (10) 介護予防事業の業務委託事業
- 2. 社会福祉法に基づく第二種社会福祉事業
- 3. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- 4. 医療用機械器具及び医療用・介護用諸用品の販売及びレンタル事業
- 5. 医療機関、福祉施設、老人保健施設、通所介護・訪問看護等の介護保険事業所の管理、運営に関するコンサルティング事業並びにフランチャイズシステムによる通所介護・訪問看護等の介護保険事業所の加盟店の募集及び指導育成
- 6. 各種医療機関及び福祉施設・健康診断施設・健康増進施設の職員の能力開発の教育事業
- 7. 日常生活の家事代行・訪問看護・訪問介護・訪問リハビリテーション業務（介護保険外サービス）
- 8. 介護職員の研修・養成に関する事業
- 9. 有料老人ホームの経営
- 10. サービス付き高齢者向け住宅の経営
- 11. 有料職業紹介事業
- 12. 労働者派遣事業

13. 不動産の賃貸借、清掃等の管理
14. ビルメンテナンス業
15. 総合リース業
16. 駐車場の経営
17. コンピューターソフトウェアの開発及び販売
18. 一般乗用旅客自動車運送事業
19. 集合住宅の運営・管理
20. スポーツ及び温泉等の施設の経営
21. 上記各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を北九州市小倉北区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、20,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

(株式取扱規程)

第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第18条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は、7名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第31条 当社は、監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第32条 当社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第 39 条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第 40 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 41 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第42条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第43条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかった時は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第46条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第47条 当会社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第48条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第49条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

平成 12 年 10 月 31 日	改定
平成 12 年 12 月 12 日	改定
平成 14 年 2 月 19 日	改定
平成 14 年 5 月 28 日	改定
平成 15 年 4 月 25 日	改定
平成 15 年 6 月 30 日	改定
平成 16 年 6 月 25 日	改定
平成 16 年 12 月 13 日	改定
平成 17 年 6 月 29 日	改定
平成 18 年 6 月 29 日	改定
平成 19 年 6 月 28 日	改定
平成 20 年 6 月 27 日	改定
平成 21 年 6 月 26 日	改定
平成 22 年 6 月 25 日	改定
平成 25 年 6 月 27 日	改定
平成 28 年 6 月 23 日	改定
平成 29 年 6 月 29 日	改定
令和 4 年 6 月 23 日	改定